

漁業集落排水処理施設維持管理業務委託特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本業務は、「漁業集落排水処理施設維持管理業務共通仕様書」に準拠するほか、浄化槽法、労働安全衛生法、及びこの仕様書により施行するものとする。

(目的)

第2条 この業務は、漁業集落排水処理施設として建設された終末処理場及び中継ポンプの維持管理業務を遂行するためのものである。

(場所)

第3条 本維持管理業務施設の場所は、別添位置図に示すとおりである。

(委託期間)

第4条 本業務の委託期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(業務範囲)

第5条 本業務は、終末処理場及び中継ポンプの完成図、施設の構造・機器類等の諸元書類等を基に適正な維持管理及び小規模修繕業務を行うものとする。

(業務概要)

第6条 業務概要は、「漁業集落排水処理施設維持管理業務」であり、施設を有効に維持するため諸施設の点検保守を行い、機器と水質について技術的な管理を行う。

2 業務概要は次の各号により区分し、詳細は第3章で規定するものとする。

(1) 維持管理業務

- ア 保守点検等
- イ 水質管理
- ウ 点検記録等

(2) 小規模修繕業務

(契約及び支払)

第7条 業務に係る契約書には、契約金額における前条第2項第1号及び第2号の内訳金額を記載することとする。

2 前条第2項第1号の委託料の支払予定月は、令和5年10月及び令和6年4月とし、支払金額は、受注者と発注者の協議により契約書で定めることとする。なお、発注者は、予算上の都合その他の必要がある時は、支払予定月を変更することができる。

3 前条第2項第2号の委託料の支払方法等については、第14条各号に定めるところによるものとする。

第2章 維持管理条件等

(業務委託の対象)

第8条 本業務の委託対象は、次の各地区に設置された施設とする。

2 矢の浦地区

(1) 終末処理場

- ア 施設名称：矢の浦浄化センター
- イ 場 所：陸前高田市小友町字矢の浦地内
- ウ 処理方式：接触ばっ気方式
- エ 施設数：終末処理場 1 施設（計画処理人口 4 1 0 人）

(2) 中継ポンプ

- ア 名称等：矢の浦 1 号、2 号、3 号、4 号マンホールポンプ 計 4 基
- イ 場 所：陸前高田市小友町字矢の浦地内ほか

3 広田地区

(1) 終末処理場

- ア 施設名称：広田浄化センター
- イ 場 所：陸前高田市広田町字久保地内
- ウ 処理方式：標準活性汚泥法（連続流入間欠曝気方式）
- エ 施設数：終末処理場 1 施設（計画処理人口 1, 8 4 0 人）

(2) 中継ポンプ

- ア 名称等：広田 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、7 号マンホールポンプ計 7 基
- イ 場 所：陸前高田市広田町字後浜地内ほか

(3) 宅内ポンプ

- ア 名称等：広田 7 号、8 号、9 号、1 0 号、1 1 号、1 2 号、1 3 号、1 4 号、
1 5 号、1 6 号マンホールポンプ 計 1 0 基
- イ 場 所：陸前高田市広田町字泊地内ほか

(放流水質条件)

第 9 条 終末処理場の放流水質条件は次のとおりであり、これを満たす適正な維持管理を行うこと。

- (1) B O D : 2 0 mg/L 以下
- (2) C O D : 3 0 mg/L 以下
- (3) S S : 5 0 mg/L 以下
- (4) 大腸菌群数 3, 0 0 0 個/mL 以下

第 3 章 業務内容

(保守点検等)

第 1 0 条 受注者の行う保守点検は次に示すとおりとする。

- (1) 受注者は、機器及び設備の異常の有無、損傷及び摩擦状況等を把握するため、受注者が事前に発注者より承認を受けた終末処理場及び中継ポンプ施設点検表に基づき巡回管理を行う。
- (2) 終末処理場の巡回管理は、特殊な事情がある場合を除き矢の浦地区は 2 週間に 1 回、広田地区は 1 週間に 1 回とし、中継ポンプの巡回管理については 1 ヶ月に 1 回とする。
- (3) 終末処理場の技術管理は 1 ヶ月に 1 回とする。
- (4) 中継ポンプのオイル交換等の技術管理は、原則として 1 年に 1 回行う。
- (5) 受注者は、故障又は異常を認めたときは、適切な応急措置を行うとともに、発注者に報告し指示を受けなければならない。

(水質管理)

第11条 受注者は、良好な水質を得るため、施設の稼動状態及び負荷状態等を適確に把握し、受注者が事前に発注者より承認を受けた点検表に基づき、単位装置箇所及び検査項目について次のとおり検査する。

検査項目	検査回数
BOD、SS、DO、PH、塩素イオン、大腸菌群数	1回/1ヶ月(放流水)
COD、T-N、T-P、n-ヘキサン、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素	1回/6ヶ月(放流水)
上記全項目(亜硝酸性窒素、硝酸性窒素は除く)の流入水	1回/12ヶ月

(点検記録等)

第12条 受注者は毎回の運転管理、水質検査等を記録し、月報及び年報として整理・作成し、当該月の翌月に発注者に報告しなければならない。また、自らも3年間保存しなければならない。

(小規模修繕業務)

第13条 小規模修繕業務(以下「修繕業務」という。)の内容は、受注者が施設の維持管理において必要と判断した施設、機械設備等の、1件あたりの金額が50万円未満の修繕業務とする。

(修繕業務の実施方法)

第14条 修繕業務を実施方法は、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、特記仕様書様式第1号に必要事項を記載し、関係書類と併せて発注者へ提出する。
- (2) 発注者は、受注者から提出された特記仕様書様式第1号の内容及び現地を確認し、修繕業務が適当と認める時は、特記仕様書様式第1号に必要事項を記載し、受注者へ返送する。
- (3) 受注者は、返送された特記仕様書様式第1号に基づき修繕業務を行う。
- (4) 受注者は、修繕業務の実施中に、修繕業務内容の変更が必要と判断した場合は、特記仕様書様式第2号に必要事項を記載し、関係書類と併せて発注者へ提出しなければならない。
- (5) 発注者は、受注者から提出された特記仕様書様式第2号の内容及び現地を確認し、修繕業務の変更が適当と認める時は、特記仕様書様式第2号に必要事項を記載し、受注者へ返送する。
- (6) 発注者の確認を得ないで、受注者が実施した修繕業務に要する費用は、受注者が負担しなければならない。
- (7) 受注者は、修繕業務の完了後には、受注者へ速やかに完了届を提出しなければならない。
- (8) 発注者は、完了届の受領後、速やかに検査を実施しなければならない。なお、検査において不良と認められるものについては、受注者の負担により修正しなければならない。
- (9) 受注者は、発注者の検査終了後に、受注者へ修繕業務に係る請求書を提出する。
- (10) 発注者は、受注者が提出した請求書に基づき、30日以内に支払いを行う。

(修繕業務の総額)

第15条 契約期間における修繕業務の総額は、本業務に係る契約書に規定する 1,650,000円 を超えないものとする。

2 修繕業務に係る契約金額は、修繕業務の実績に基づき整理し、契約金額と異なる場合は、

変更契約を行わなければならない。

第4章 特記事項

(特記事項)

第16条 受注者は、処理施設の法定検査時は立ち会うものとする。

- 1 法定検査に要する手続等は、原則として発注者が行い、費用についても発注者が負担するものとする。
- 2 設計数量を超える汚泥の処理（余剰汚泥処理）が必要となった場合の対応については、発注者、受注者両者協議の上定めるものとする。
- 3 電力、水道、薬品、屋外管理費用等は、本契約に含まれない。ただし、受注者は、時期の判断、助言及び清掃時の立ち会い等については、必要に応じ対応するものとする。
- 4 施設使用者等への指導・助言、講習会等啓蒙普及活動には、発注者の要請に応じるものとする。
- 5 管理棟管理・場内清掃・植栽管理等日常管理に係る作業については、本業務に含まないものとする。
- 6 受注者は通常の維持管理業務とは別に、緊急出動費に基づき、警報発生時、緊急事態発生時には、速やかに対応するものとし、その状況について発注者に報告するものとする。
- 7 異物混入等によるマンホールポンプの緊急引き上げ除去作業については、マンホールポンプ清掃費の回数に含まれているが、本作業が想定回数を超える場合の対応は、発注者、受注者両者協議の上定めるものとする。
- 8 し渣は定期的に清掃・除去し、一定量に達した場合は清掃センターへ運搬処理するものとする。

(内容変更)

第17条 本仕様書内容等に変更が生じた場合は、発注者、受注者の両者で協議するものとする。

陸前高田市長 様

受注者 住 所
社 名 等
代表者名

小規模修繕業務実施申出書

特記仕様書第14条の規定に基づき、次のとおり小規模修繕業務実施申出書を提出します。

施 設		
内 容	箇 所	
	状 況	
	修繕方法	
見 積 金 額	円	
修 繕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
添 付 書 類	見積書、修繕箇所の写真、修繕機器のカタログ等の発注者が指定するもの	
担 当 者	(役職)	(氏名)

※内容欄は、内容のわかる書類を添付することで省略できる。

決裁欄

課長	課長補佐	係長	係員	監督員

決裁日	受付日
年 月 日	年 月 日

以下のとおり、確認しましたので、本修繕業務を 実施する こととしてよろしいか伺
実施しない
います。

監督員確認事項

[職・氏名] _____

現 地 確 認 日	年 月 日
添付書類等確認日	年 月 日
修 繕 の 必 要 性	有 ・ 無

検査員 [職・氏名] _____

陸前高田市長 様

受注者 住 所
社 名 等
代表者名

小規模修繕業務実施変更申出書

特記仕様書第14条の規定に基づき、次のとおり小規模修繕業務実施申出書を提出します。

施 設		
変 更 内 容	箇 所	
	状 況	
	修繕方法	
見 積 金 額	(変更前) 円	(変更前) 円
修 繕 期 間	(変更後) 年 月 日から	年 月 日まで
	(変更前) 年 月 日から	年 月 日まで
添 付 書 類	見積書、修繕箇所の写真、修繕機器のカタログ等の発注者が指定するもの	
担 当 者	(役職) (氏名)	

※内容欄は、内容のわかる書類を添付することで省略できる。

決裁欄

課長	課長補佐	係長	係員	監督員

決裁日	受付日
年 月 日	年 月 日

以下のとおり、確認しましたので、本修繕業務の変更を
承認する こととしてよろ
しいか伺います。 承認しない

監督員確認事項

[職・氏名]

現 地 確 認 日	年 月 日
添付書類等確認日	年 月 日
修 繕 の 必 要 性	有 ・ 無